根室市上下水道広報誌

# ねむろのみず

第20号

## 断水に伴う
## 水道料金等の算定について

断水に伴う水道料金等の算定方法についてお知らせします。

# 断水に伴う
# 水道料金等についてのお知らせ

**水道水の使用制限を行った分の料金は、通常どおりの使用水量では請求しません。**

## 水道料金等の算定について

**1** 過去の使用実績（過去2ヵ月平均または前年の同月の水量）を基準に、
水道水の使用制限を行った5日間をのぞいた水量を使用します。

**参考例** 過去の使用実績（過去2ヵ月平均または前年の同月の水量）が31㎥の場合

過去の使用実績：31㎥ ⇒ $31㎥ \times \frac{26日}{31日} = 約26㎥$

**2** 【８月検針水量が①よりも少ない人向けの方法】
濁り水を流すために、少なくとも1㎥の水を放水したものとして算定します。

**参考例** ①で認定した使用水量が26㎥、８月検針水量が20㎥の場合

①で認定した水量：26㎥
８月検針水量：20㎥ ⇒ $20㎥ - 1㎥ = 約19㎥$

検針水量から -1㎥

⚠ 上記の例は、算定イメージの一例です。実際の算定内容は異なる場合があります。

## 「検針のお知らせ」について

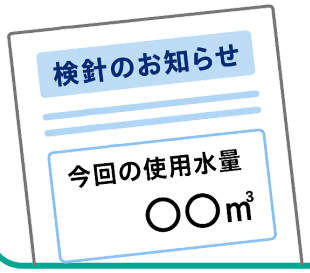


検針時にお配りする「検針のお知らせ」の使用水量はメーターで実際に計測した水量です。

**この使用水量が、そのまま請求水量になるものではありません。**

正確な使用水量は、
「納入通知書」または「口座振替通知書」に記載された水量となります。

※1㎥を超える放水を行った等、特別な事情がある場合は、上下水道総務課へご相談ください。

## 農水区域

実際の検針水量から１㎥差し引いた水量で使用料を算定します。

**減額の方法（例）**

40㎥（８月検針水量） − 1㎥（一律減量） ＝ 39㎥（請求水量）

## ご理解をお願いします

このたびの断水により、市民の皆さまには長時間にわたりご不便とご心配をおかけしましたことを、深くお詫び申し上げます。
また、断水の復旧及び濁り水の解消にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございました。
今後も、皆さまに安心して水道をご利用いただけるよう、安定した給水の確保と再発防止に努めてまいりますので、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

根室市建設水道部上下水道総務課
0153-23-6111（内線3261～3263）